

⑧ 果樹の改植補助事業および栗圃場規模拡大補助事業の説明会を開催します

市では栗や梨、ぶどう等の果樹産地として維持発展していくため、優良品種への改植作業の費用の一部を補助します。また、放任園地になる前に栗畑の面積を増やし、集積を図る方を支援する事業の説明会を開催します。

【果樹経営支援対策事業】

農振農用地の古い品種や老木を伐採・伐根し、改植する費用の一部を補助します。

【栗圃場規模拡大補助事業】

農振農用地以外の放任園地になりそうな栗畑等を引き継ぎ、現在所有する栗畑より規模拡大を目指す方を対象に、施肥・改植等の費用の一部を補助します。

日時 7月9日(火) 午後2時

場所 笠間市役所本所 教育棟 会議室(笠間市中央3-2-1)

講師 茨城県農林振興公社 清水 明さん

対象 販売を目的として果樹を生産されている農家または企業で改植を検討している方
※家庭果樹を対象とした説明会ではありません。

定員 20名程度(先着順)

参加費 無料

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 7月8日(月)

申・問 農政課(内線526)

⑨ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律により義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境づくりのため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんの協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3~4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3~8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

【一括契約システム】

保守点検・清掃、法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

問 下水道課(内線71111) 環境保全課(内線126)

(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4004

茨城県県民生活環境部環境対策課 Tel 029-301-2966